

地盤沈下の防止に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）とく会社名（以下「乙」という。）は、可燃性天然ガスを含む地下水（以下「かん水」という。）の採取に伴う地盤沈下の防止について、次のとおり協定する。

（指導）

第1条 公害の防止を図ることの重要性にかんがみ、地盤沈下の防止に関し、甲は乙の指導を行うものとし、乙はその指導を誠意をもって受け入れるものとする。

（細目協定）

第2条 乙は、地盤沈下防止対策を適切かつ十分に実施し、別途、甲、乙間で締結する地盤沈下の防止に関する細目協定書（以下「細目協定」という。）を遵守するものとする。

2 細目協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを改定するものとする。

（年間計画書）

第3条 乙は、毎年、翌年に実施する地盤沈下の防止に関する年間計画書（以下「年間計画書」という。）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により年間計画書の提出があった場合において、毎年の沈下状況等を勘案し、その内容が不相当であると認められるときは、乙に対し計画の変更を指示するものとし、乙はこれに応ずるものとする。

3 乙は、年度の中途において当該年度に係る年間計画書の内容に変更を加えようとするときは、事前に甲に届け出るものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、前3項による年間計画書に記載されたかん水の地上排水量を遵守するものとする。

（井戸の掘さく）

第4条 乙は、新たに井戸の掘さくを行うときは、事前に甲及び井戸の掘さくを行う場所を管轄する市町村長の承認を受けなければならない。

2 甲は、この協定の締結後速やかに乙と協議の上、井戸設置基準を定めるものとする。

（変更）

第5条 乙は、井戸の構造及び井戸に付属する施設を新設し、増設し、又は変更を加えようとするとき（かん水の揚水量又は排水量に変更を生じるときに限る）は、事前に甲と協議の上、その了解を得なければならない。

（特別措置）

第6条 乙は、かん水の揚水によって、井戸の周辺に著しい地盤沈下が生じ、これによる被害が発生した場合には、甲の指示に従い、速やかに当該井戸に係るかん水の採取の停止その他の必要な措置をとらなければならない。

(被害補償)

第7条 地盤沈下により建造物、農作物その他の財物に被害が生じた場合において、調査の結果、その原因が乙に帰すべきことが明らかになったときは、乙は、その被害の補償を行わなければならない。

(違反時の措置)

第8条 甲は、乙がこの協定に基づく規定に違反したときは、期限を定めてかん水の採取の停止、井戸設置工事の中止、その他必要な措置をとることを指示することができるものとする。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、当該指示を直ちに実施しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求め、又は井戸の設置場所その他必要な場所に立入調査することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(附則)

1 昭和48年 月 日付けで甲、乙間で締結した地盤沈下の防止に関する協定書は廃止する。

2 昭和 年 月 日付けで甲、乙間で締結した地盤沈下の防止に関する覚書は廃止する。

3 第1項で廃止する協定の規定に基づいてなされた協議その他の行為は、それぞれこの協定書の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和56年1月10日

甲 千葉県千葉市市場町1番1号
千葉県

千葉県知事 川上 紀一

乙